日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件
また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
郵政民営化法等の一部を改正する法律案
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
社会福祉法等の一部を改正する法律案

報告書提出

六月十九日委員長から次の報告書を提出した。
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

条約送付及び通知

六月十九日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

六月十九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
郵政民営化法等の一部を改正する法律
社会福祉法等の一部を改正する法律
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

報告書受領

六月十九日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。
また、同日内閣から、こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

国会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等補充報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。
閲覧開始日
　資産等補充報告書
　所得等報告書
　関連会社等報告書　令和八年六月三十日（火）
閲覧場所
　参議院議員会館地下二階
　資産等報告書等閲覧室
　（千代田区永田町二丁目一番一号）
閲覧時間等
　午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで
　なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣高市早苗は英国、イタリア国及びフランス国へ出張のところ六月十八日帰朝した。
○農林水産大臣臨時代理
　国務大臣　石原　宏高
　農林水産大臣鈴木憲和海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十八日）

財務省

（大臣官房総合政策課長）財務事務官　坂本　成範
大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房公文書監理官）同　松田　康宏
願により本官を免ずる（以上六月十八日）

最高裁判所

○定年退官
　簡易裁判所判事山下伸生は六月十七日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。
　令和八年六月二十三日
　国土交通大臣　金子　恭之
一　ジェッダ事務所の変更
㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Jamjoom Commercial Center, Tower 2, Palestine Street, Alhamra Dist, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA
変更後	Jamjoom Commercial Center, Tower 1, Palestine Street, Alhamra District, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA

㈡　変更年月日　令和八年六月十五日

登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の七の規定により登録海技免許講習事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。
　令和八年六月二十三日
　国土交通大臣　金子　恭之
一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
二　休止する登録海技免許講習の種類　救命講習
三　休止期間
　自　令和八年五月一日
　至　令和十年四月三十日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
　令和八年六月二十三日
　国土交通大臣　金子　恭之